

## 協議事項（１）

【関係資料：資料２】

「秋田県の精度管理評価指導基準及び改善指導について」に係る事務局案について

### 1 概要

がん検診の事業評価として、死亡率のほか、「技術・体制的指標（事業評価のためのチェックリスト）」と「プロセス指標（がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率）」に基づく評価を行うことが不可欠とされている。

本部会では、平成28年度から、「国立がん研究センターが示す精度管理評価の手順」を参考に、評価のフィードバックのための指導基準を設け、市町村及び関係検診機関に対し文書による改善・指導を行うこととしている。

今年度の部会では、令和2年度の指導基準について、御審議いただきたい。

### 2 事務局案

（市町村における指導基準）

- ・チェックリストの遵守状況について、【C以下】を指導対象とする。
- ・精検受診率について、【70%未満】を指導対象とする。

（検診機関における指導基準）

- ・チェックリストの遵守状況について、【B以下】を指導対象とする。
- ・精検受診率について、【70%未満】を指導対象とする。

## 協議事項（２）

【関係資料：資料３】

「秋田県子宮頸がん検診実施要領の一部改正について」に係る事務局案について

### 1 概要

子宮頸がん検診において液状化細胞診の導入が進んでいることを踏まえ、当該実施要領「8 検診の方法（3）細胞診」を次のとおり改正し、令和3年4月1日から施行することについて、御審議いただきたい。

### 2 事務局案（該当部分改正案）

扁平円柱境界を含む頸管及び膣部を細胞採取器具にて擦過し、検体を採取する。原則として、細胞採取器具は直ちに液状化細胞診専用容器に入れて検体を回収する。これによりがたい場合は、スライドガラスへの塗抹固定も可能とする。細胞診は細胞検査士及び細胞診専門医によって行うものとし、評価は最新版のベセスダシステムによるものとする。